

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業者の名称	フリガナ カブシキガイシャ エターナル	
	株式会社 エターナル	
事業者の所在地	(〒344-0112) 埼玉県春日部市西金野井1822-2	
事業者の連絡先	電話番号	048-884-9887
	FAX番号	048-884-9883
	ホームページアドレス	URL http://kaigo-arigatou.com
事業者の代表者名	代表取締役 角山 浩一	

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業主体の名称	法人等の種類	株式会社
	名称 株式会社 エターナル	フリガナ カブシキガイシャ エターナル
事業主体の主たる事務所の所在地	〒344-0112	埼玉県春日部市西金野井1822-2
	電話番号	048-884-9887
事業主体の連絡先	FAX番号	048-884-9883
	ホームページ アドレス	URL http://kaigo-arigatou.com
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名	角山 浩一
	職名	代表取締役
事業主体が行っている主な事業等	①居宅介護事業：通所介護・介護予防通所介護 訪問介護・介護予防訪問介護	

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
住宅の名称	フリガナ コウレイシャジュウタク アリガトウ	
	高齢者住宅 ありがとう	
住宅の所在地	(〒344-0112) 埼玉県春日部市西金野井1822-2	
住宅の連絡先	電話番号	048-884-9887
	FAX番号	048-884-9883
	ホームページアドレス	URL http://kaigo-arigatou.com
住宅の管理者名	角山 浩一	
住宅の開設年月日	平成25年12月1日	
サービス付き高齢者向け住宅登録	済み	
居住の契約方式	普通賃貸契約(契約期間2年)	

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等	
<p>I. 入居者の要望ならびに心身の状況に応じ、安定的かつ適切なサービスを提供します。</p> <p>II. 入居者の要望ならびに必要な応じ、地域内の福祉、医療、健康、介護等の機関との連携します。具体的には、入居者のケアプラン（介護保険法に定められたもの／介護保険事業者は入居者が自由に選択すること）と十分に連携して生活支援サービスを実施いたします。 また、前述した機関（介護支援・介護、福祉、医療、健康等）のサービスを入居者が自由に選択できるようお手伝いします。</p> <p>III. サービスの内容、提供方法、費用負担など、書類を作成し書面でわかりやすく説明をいたします。 また、個人情報保護法に抵触しない範囲において、予め入居者が同意し指定した家族等に「入居者の日常の様子に関する情報」を提供し、相互（家族等と弊社）の情報交流がスムーズに図れるにします。</p> <p>IV. 車椅子を利用する状態ならびに認知症の状態など日常生活に障害を有している場合であっても、個人の有する能力ならびに要望に応じ、自立して日常生活を営むことが出来るように支援します。</p> <p>V. 自室での生活・住居内での生活・地域内での生活、これらの生活が入居者に負担なく有意義に実現されるようお手伝いします。</p> <p>VI. 入居者の意志（およびご家族等の希望）により住戸（自室）において看取りを行えるようお手伝いします。</p> <p>VII. 入居者が一人で歩行したり移動したりする場合に転倒リスク軽減するために通報装置の設置や見守り等の安全管理を行います。しかしながら、通報装置の設置や見守り等の安全管理の範囲を超えて転倒リスクおよび自傷他害のリスクが想定される場合は、入居者ならびに家族等の同意を得て予防対策として「住戸（自室）内に赤外線センサー、ウェブ・カメラなど」を設置することもあります。</p> <p>VIII. 入居者の「日常的金銭管理・書類等の保管・福祉サービス等の利用」について、入居者自身で行えるよう支援します。しかしながら、入居者自身で行うことが困難な場合は、家族等による代行代理、日常生活自立支援事業の利用、成年後見制度の利用などが行えるようお手伝いします。</p>	

生活支援サービスに関する方針等		
基本サービス	料金	(提供方法・提供者)
①状況把握サービス ②緊急時対応サービス ③生活相談サービス	33,000円 ／月額	別紙のとおり
サービスの種類	料金	(提供内容・方法・提供者)
食事の提供サービス	45,000円 ／月	<p>①食費は月単位での請求となります。 食費：月額45,000円（30日の場合） 〔朝食300円、昼食550円、夕食550円、おやつ100円〕 (内訳) 食材費（食材・調味料など） 〔朝食110円、昼食270円、夕食270円、おやつ50円〕 調理費（人件費・水光熱費・器具等の保守管理費など） 〔朝食190円、昼食280円、夕食280円、おやつ50円〕</p> <p>②朝食は7時～9時まで。昼食は11時から13時まで。 夕食は17時～19時まで。各階の食堂で提供します。 居室へ配達することもできます。</p> <p>③キャンセル、変更等は、提供される日の3日前の朝9時までにお知らせ下さい。 本住宅の厨房の専属の調理員が調理いたします。 キャンセルの場合は、食材費のみを控除します。 尚、一月以上の場合は月単位で月額の食費を控除します。</p>
住戸（自室内）の清掃	500円／ 15分単位	自室内の日常的範囲の清掃を行います。（換気扇、エアコン等電子機器については、別途業者をご案内します）

洗濯	500円／ 15分単位	①家庭用洗濯機（および家庭用洗剤）で可能な下着・普段着など日常的な洗濯を入居者と共に行います。 （他は、別途業者をご案内します） ②感染症により共用の洗濯室の利用が制限された場合は、専門に洗濯のできる業者をご案内します。
洗濯代行サービス	3,600円／ 月額	①家庭用洗濯機（および家庭用洗剤）で可能な下着・普段着など日常的な洗濯を行います。 週2回程度（月8回程度）、依頼者分をまとめて洗濯・乾燥したのちお届けいたします。 ②感染症により共用の洗濯室の利用が制限された場合は、専門に洗濯のできる業者をご案内します。
住戸内の整理整頓	500円／ 15分単位	自室内の衣類・家具など整理整頓を行います。 尚、家電製品等の移動や整備については、専門業者をご案内することもあります。
日常のお小遣いの管理	3,000円／ 月額	日常のお小遣いを出納帳（お小遣い帳）による管理を行います。（生活支援サービスに関する方針のⅧを参照）
付添・送迎・介護 （入浴・排泄・食事等の介助）	500円／ 15分単位	①買物・通院・散歩等の外出の付添いは、ケアプランと連動して実施いたします。 ②車輛等を利用する場合は、バス・介護タクシーなどを利用して付添いいたします。 ③入浴・排泄・食事等の介助は、ケアプランと連動して実施いたします。
健康管理サービス	0円 ～ 24,000円 ／月額	①介護職員で可能な範囲（ヘルパーに許可されている医療行為）で日々の健康状態を把握する。 ②日常の薬管理は、薬局等と連携して行います。 ③主治医ならびに地域内の医療機関等と連携します。 ④インシュリン自己注射・在宅酸素療などの医療管理に関するお手伝いを行う。（別紙、本住宅で可能な医療管理のお手伝いの範囲と料金を参照）
出棺までのお手伝い	3,000円	①自室から出棺する場合に室内の準備を行います。 尚、葬儀葬祭（湯灌・出棺・諸手続きなど含む）については、入居者および家族等のご希望により、専門業者をご案内することもあります。 ②出棺のため、ご逝去日を超えて住戸を利用した場合は、家賃相当分を超えた日数の日割り計算で請求いたします。 （生活支援サービスに関する方針のⅥを参照） ③お通夜および告別式などの葬儀葬祭を住戸内および住宅内共用施設などで取り行うことはできません。
留意事項	/	①ケアマネージャと連携し、ケアプランに計画された介護保険対象となる介護等のサービスを、介護保険外となるものより優先します。 ②したがって、上記①に該当しない場合に、清掃・洗濯・付添などの費用を算定いたします。 ③ケアプランと連携して、入居者の同意に基づき生活支援サービス計画書を作成致します。 ④入居者の転倒や一人で移動中の事故防止ため、必要な設備の設置について検討します。 （生活支援サービスに関する方針のⅦを参照） ⑤地域行事への参加、地域の住民との交流、地域の自然とのふれあいを実現できるようお手伝いします。 ⑥感染症・皮膚疾患・体力低下・リハビリテーション・認知症・心理状態などにより治療や要観察など特別な配慮が必要な場合は、主治医および医療機関等と十分に連携を図り入居者ならびにご家族等の同意を得てサービスを提供します。

5. 生活支援サービス職員体制

生活支援サービス職員体制等			
生活支援サービス職員			
サービス種類ごとに業務に係る人数を記載して下さい。	人数	委託先等	
基本サービス・スタッフ	2人～4人	自社	
介護サービス・スタッフ	6人～10人	自社	
調理スタッフ	2人～4人	自社	
夜間体制	常駐の管理人 (有)	1人	自社

6. 月額利用料（消費税別）の請求及び支払方法

請求方法	
毎月10日までに請求書を発行し、入居者様に送付します。 ・基本サービス・・・（月額33,000円：消費税別）尚、30日満たない場合は日割り計算。 ・オプションサービス・・・個々のサービスを利用した合計額。	
支払方法	
毎月末日までに支払請求分をお支払いいただきます。（現金振込）	

7. 生活支援サービス利用者からの苦情に対応する窓口等の状況

利用者からの苦情に対応する窓口等の状況		
窓口の名称	株式会社 エターナル 住宅管理室	
電話番号	048-884-9887	
対応している時間	平日および土曜日	9時～18時
	日曜・祝日	9時～18時
定休日	原則なし	
留意事項 および 公的な苦情・相談窓口	①年末年始および行政サービス等の休日の為、関係機関との連絡調整が難しい場合があります。 ②当事業者の窓口以外に公的な相談窓口（下記）があります。（直接、お問い合わせください） ＊埼玉県福祉部高齢介護課 直通電話（048-830-3254） ＊埼玉県都市整備部住宅課 直通電話（048-830-5562） ＊埼玉県消費生活支援センター（春日部） 相談専用（048-734-0999） ＊春日部市消費生活相談（市役所別館1階市民相談室） 代表電話（048-736-1111）	
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応		
具体的な対応：速やかに状況を把握し、損害賠償責任保険約款および公序良俗に基づき対応します。		

8. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
住宅正面玄関は、夜間は施錠しております。 夜間帯の外出時および帰宅時、長期外泊時は、管理人へご連絡下さい。	
共用施設の利用について	
浴室	入浴をする場合は、共用浴室の利用時間を事前にお知らせ下さい。 また、ケアプランに基づいて入浴介助を受ける場合は、ケアプランに記載されているスケジュールに従い実施します。
キッチン 娯楽室(カラオケなど)	利用希望については、予約をお願い致します。 (または、管理人およびスタッフにお声をかけて下さい)
ゴミ処理について	
見守りサービス一環として、ゴミ出しサービスを行っています。 入居者の同意に基づき各住戸にお伺いします。	

9. 契約の解除内容等

入居者からの解約	1か月の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解約することができます。 (詳細は、契約書のとおり)
事業者からの解除	行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。(詳細は、契約書のとおり)

10. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	有 (一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会)
---------------	---------------------------

説明年月日 平成 年 月 日

生活支援サービス提供にあたり、利用者に対して、契約書及び書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者名 株式会社エターナル

住所 埼玉県春日部市西金野井1822-2

代表者 代表取締役 角山 浩一

説明者

私は、契約書及び書面により、事業者から生活支援サービスについての重要な事項の説明を受けました。

利用者名

住所

連帯保証人名 (続柄:)

住所